

血液製剤使用適正化方策調査研究事業(特別課題)に係わる企画書募集要領

1. 総則

令和8年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業も、一般社団法人日本輸血・細胞治療学会が担当する。そのうち「特別課題」の企画競争の実施に関する事項は、この要領に定める。

2. 業務内容

令和8年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業(特別課題)の内容は、血液製剤使用適正化方策調査研究事業(特別課題)の実施に関する研究の研究班設置要綱のとおりとする。

3. 研究期間

契約締結日から令和9年3月12日(金)まで。

4. 研究予算額

採択1件当りの予算額は80万円前後までとする。ただし、本研究費の支払方法は精算払いとし、事業終了後に請求書を提出するものとする。

5. 参加資格

- ① 都道府県ごとに組織されている地域医療の代表者及び医療機関の管理者等の委員から構成された「合同輸血療法委員会」であること。
- ② 国をはじめとして、各地方公共団体等関係機関、関係団体との各種調整を円滑に行うことが可能な者であること。
- ③ 本事業の趣旨を十分理解し、十分な調査結果を得ることが可能な者であること。

6. 企画書等の提出書類、提出期間、提出先等

(1) 提出書類

血液製剤使用適正化方策調査研究事業(特別課題)の実施に関する研究の研究班設置要綱に基づいた研究計画書に従って作成する

- ① 令和8年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業(特別課題)研究計画書(別紙1)
- ② 暴力団に該当しない旨の誓約書(別紙2)
- ③ 合同輸血療法委員会の設置要綱の写し

(2) 提出期限等

① 提出期限

令和8年6月22日(月)18時必着

② 提出方法

研究事務局(下記アドレス)あてにメールにて提出する。

E-mail: info@mail.jstmct.or.jp

③ 提出に当たっての注意事項

(ア)提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

(イ)提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。

(ウ)一者当たり特別課題1件の研究計画書を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

(エ)一般課題及び特別課題の双方を応募することも可とするが、採択はどちらか一方とする。

(オ)虚偽を記載した研究計画書等は、無効とする。

(カ)参加資格を満たさない者が提出した研究計画書等は、無効とする。

(キ)研究計画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(ク) (1) ②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、企画書等を無効とする。

④ 企画書等の提出先及び作成に関する問い合わせ先

〒113-0033 東京都文京区本郷2-14-14ユニテビル 5階

一般社団法人日本輸血・細胞治療学会 血液製剤使用適正化方策調査研究事業
(特別課題)事務局

Tel: 03-5804-2611 Fax: 03-5804-2612

E-mail: info@mail.jstmct.or.jp

7. 評価の実際

(1) 「令和8年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業(特別課題)に係る企画書等評価基準」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、業務の目的に合致し、かつ評価の高い企画書等を提出した最大6者程度を選定し、契約候補者とする。以下の調査研究課題について募集を行う。

・災害時等の緊急時における血液製剤の供給マニュアルの作成

なお、各事業あるいは各評価基準で高評価の契約候補者を選定することが困難な場合、評価委員会委員全員の合意があれば、上記に限らず契約候補者の選定に柔軟性を持たせることが可能とする。

(2) 評価結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

8. その他

(1) 企画書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 詳細については血液製剤使用適正化方策調査研究事業(特別課題)の実施に関する研究の研究班設置要綱に従うものとする。